

会 議 録

会議の名称	令和 7 年度（2025 年度）第 2 回 豊中市いじめ防止等対策審議会		
開催日時	令和 7 年（2025 年）12 月 15 日（月）18 時 30 分～20 時 00 分		
開催場所	豊中市立青少年交流文化館いぶき 多目的ホール	公開の可否	可・不可・ 一部不可
事務局	教育委員会事務局 児童生徒課	傍聴者数	0 人
公開しなかった理由	（公開を一部不可にした理由） 議題の中に市内で生起したいじめ事案の内容等に関するものが含まれており、 個人や学校が特定される可能性があったため。		
出席者	委員	小野田 正利 委員、峯本 耕治 委員、良原 恵子 委員、山口 崇 委員	
	事務局	込山 児童生徒課長、杉本 課長補佐、白井 副主幹兼係長、増田 主査、 福島 主査	
	その他	中尾 教育政策監、堤 理事、花山 次長、山内 次長兼こども政策課長	
議題	1. 令和 7 年度（2025 年度）豊中市立学校におけるいじめについて【公開】 2. その他【非公開】		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙参照		

第2回 豊中市いじめ防止等対策審議会（記録）

日 時		令和7年（2025年）12月15日（月）18時30分～20時00分
場 所		豊中市青少年交流文化館いぶき 多目的ホール
出席者	審議会委員	小野田 委員、峯本 委員、良原 委員、山口 委員
	事 務 局	込山 児童生徒課長、杉本 課長補佐、白井 副主幹兼係長、増田 主査、福島 主査
	そ の 他	中尾 教育政策監、堤 理事、花山 次長、山内 次長兼こども政策課長
	傍 聴 者	0名
欠席者	審議会委員	渡邊 委員、二見 委員

（事務局 A）

それでは定刻となりましたので、只今から令和7年度（2025年度）第2回豊中市いじめ防止等対策審議会を開催させていただきます。開会にあたりまして、審議会の成立要件についてご報告いたします。「豊中市いじめ防止等対策審議会規則」第6条第2項の規定では、「審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっておりますが、今現在3名出席ですが、A委員につきましては今向かっておられ、もう間もなく到着されるというふうに伺っておりますので、来られることは確定しているのかなというふうに考えられます。そこについて、会長いかがでしょうか。

（会長）

はい、もう来られるってことがほぼ確実になっていますので、重要な案件は後回しにして、とりあえず審議できるところから進めるってことでいかがでしょうか。よろしいですか。定数に後に達するということで、では、重大決定でないような議案を先に審議する形でいきたいと思っておりますけど、よろしいですか。

（事務局 A）

はい。

（会長）

では、はい、どうぞ。

（事務局 A）

そうしましたら、審議会進めさせていただきたいと思います。次、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず、「次第」になります。続きまして、「資料1」「令和7年度（2025年度）豊中市立学校におけるいじめについて」、「資料2」が大阪府教育庁作成の「【教員用】いじめ対応セルフチェックシート」になります。「資料3」及び「資料4」につきましては、非公開のものになります。また、「資料5」につきましても非公開で、会長からの配布資料となっております。以上お手元にございますでしょうか。よろしいですかね。それでは会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶お願いいたします。

（会長）

はい、みなさんこんばんは。寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。実はこのところ、いじめの問題に限らず各方面から聞かれることが多くなったのは、先月の11月に東京都教育委員会の有識者会議が「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」の骨子（案）を発表しました。そこには、保護者と面談をする時のガイドラインとして、「事前に面接日を設定」、「原則として、平日の放課後、30分までを目安（状況に応じ60分程度まで）対応」、「2人以上の教職員で対応」、「3回目から、副校長等管理職が中心となり対応」、「4～5回目から、弁護士や心理士等も同席」となっています。これがかなりいろんなところに

ニュースとして伝わり、とある高校教育課の職員から「これはいかがなものか」という形の相談がきました。私も、このガイドラインというのは一定作る必要はあるんだけど、あくまでもガイドラインであって、30分で話しが終わるっていうことはまずないので、大丈夫だろうかという印象は持ちました。例えば、カウンセラーが最初の面談はどうするのかっていうと、一般的なカウンセラーですと90分取りますね。2回目から60分とか50分で面談をするっていう形になるので、最初はどうしても伸びるわけです。ましてや、もしこれでいじめの問題で、親御さんが言ってきた時に30分で話しが切れる訳がない。いじめ防止対策推進法では、保護者による学校への通報を規定し、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」では「保護者から『いじめではないか』と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する」（別添2、6頁）となっていますから、機械的な適用は大きなトラブルに発展していく可能性があります。一方で、教師の働き方改革含めて、先生たちの労働時間をどうするかと議論がある一方で、もう片方では、カスタマーハラスメント対策というのも出てきて、このジレンマの中で、みんな右往左往しながら対応してるんだなということを思いました。今回もそれらを合わせながら、いろいろ議論出来ればと思います。では、本日もよろしくお願いいたします。

（事務局 A）

ありがとうございました。それでは会長、進行お願いしたいと思います。

（会長）

はい。本審議会の公開、非公開についてですけども、事務局の方から説明していただけますでしょうか。

（事務局 A）

今 A 委員がお越しになりました。

（A 委員）

遅くなりました。

（事務局 A）

それでは、審議会におけます公開、非公開につきまして、「審議会等の会議の公開の実施に関する要領」第2第1項に基づき、当審議会が決定することになっております。従いまして、公開、非公開につきましては決定権限を会長に委任することとなっております。以上、よろしくお願いします。

（会長）

はい、只今の公開、非公開についての提案が、私に権限委任と言うことでありましたけども、いかがですか。よろしいでしょうか。頷いてる姿が見れるのでOKということできたいと思います。今後の会議は原則公開とし、個別案件や個人が特定された議論が展開される可能性がある場合は、非公開または一部非公開とさせていただきます。本日議案、次第によってですね、案1の案件については個人が特定されるおそれがないことから公開とし、案2につきましては個人が特定されるおそれがあるから非公開と考えますが、異議はございませんでしょうか。頷いておられますので了解されたものと思います。次に傍聴ですが、傍聴人はいらっしゃいますか。

（事務局 A）

本日傍聴の方いらっしゃいません。

（会長）

では傍聴なしという形で進めさせていただこうと思います。それじゃ、審議事項の1ですね。よろしくお願いします。

（事務局 A）

それでは、資料を用いて説明させていただきます。「令和7年度（2025年度）豊中市立学校におけるいじめについて」、お話しさせていただきます。まず、お手元の資料をご覧ください。表面になります。まず現状からお伝えします。今12月になるんですけども、現在把握している現状がですね、10月末になっておりますので、数値は全て10月末が最新という形にさせていただきます。まず一つ目、「いじめ認知件数」ですが、市全体のいじめ認知件数は2,096件、昨年度の10月と比べますと580件増加。小学校につきましては1,460件、で333件増加。中学校につきましては、636件増加、247件昨年度より増加と

いうふうになっております。また、千人率につきましては、市全体が 65.9 件、昨年度同時期より 18.5 件増加。小学校につきましては、66.7 件、昨年度より 15.6 件増加。中学校につきましては、64.1 件、昨年度より 24.9 件増加となっております。また、学校別のいじめ認知件数につきましては、いじめの認知件数が 5 件以下の学校は、昨年度は 1 件あったんですが今年は 0 件になっております。また、いじめ認知件数が 10 件以下の学校は今年度は 2 校あると。昨年度は 7 校あったという形になっております。右側のグラフにつきましては、いじめ認知件数の推移をグラフ化させていただいております。四角は小学校、三角は中学校、丸が合計となっております。続きまして、学年別のいじめ認知件数につきましては、真ん中の棒グラフをご覧ください。こちらご覧いただきまして、一番右側が令和 7 年の 10 月末という形になっております。小学校 1 年生、小学校 6 年生以外は 10 月の時点で昨年度のいじめ認知件数を超えているという形になっております。また小学校 2 年生、小学校 5 年生、中学校 1 年生、中学校 2 年生におきます認知件数の増加傾向が顕著かなというふうに読み取れます。はい、続きまして「取組み」のところになります。取組みとしましては、まず各学校から月ごと調査という形で報告をもらっています。また、相談内容への対応も実施しております。二つ目、令和 7 年度におきまして、児童生徒千人率ですね、が低かった学校に対しまして、今年度もいじめに関する研修の実施を働きかけまして、指導主事を講師とした校内研修を小学校 9 校、中学校 4 校で実施済みでございます。また、校長会議や小中学校生徒指導担当者会におきまして「いじめ」に関する連絡を実施しております。いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解、認知したいじめの早期解消及び関係児童生徒の見守りの着実な実施等を依頼しております。また、文部科学省及びこども家庭庁が作成されました、令和 7 年 11 月 25 日付の「いじめの重大化を防ぐための留意事項集及び研修用事例集」、こちらにつきましても活用を周知しているというところでございます。3 点目、今年度のいじめの認知等に関しては研修等を実施しております。まず 4 月には新任校長研修、新任教頭研修、初任者研修、「いじめ防止基本方針と学校におけるいじめ対応について」と題しましてさせていただいております。また 5 月、6 月につきましては、生徒（生活）指導研修①、②としまして、大阪教育大学の准教授による「ポジティブな行動をポジティブなアプローチで伸ばしていく「ポジティブ行動支援」について」と題しましてご講演いただいております。また、関西外国語大学の教授にお越しいただきまして、「発達支持的生徒指導の具体化に向けて」という題でご講演いただいております。課題としましては、まず右側のグラフをご覧ください。小学校のグラフになりますが、やはり小学校の千人率に関しましては、いじめの認知件数の千人率ですが増加傾向にはございますが、やはり大阪府、昨年度の大阪府と全国ですね、比較しますと依然として低い傾向にあるのかなと。ただ全国に追いつこうという形で伸びて行ってる状況は見れます。また、令和 7 年 10 月末時点での千人率の学校格差ですね。こちらにつきましては、最大の数と最小の数の差は小学校では 268.3 件の差があります。中学校でも 184.0 件の差というふうになっております。昨年度に比べますとその差は大きくなっているのかなというところになります。ざっとお伝えしましたが、続けて裏面もこのまま説明させていただきたいと思います。裏面をご覧ください。こちらはですね、先程お伝えしました指導主事が校内研修に行かせていただいた際のですね「教員用アンケート」というものを取らせていただいております。昨年度も同じ様な形でご報告させていただきましたが、今年度は回収率が高くなっております。研修を希望された学校、小学校 7 校、中学校は 3 校、合計 276 名に対してアンケートを実施いたしました。実施いたしました内容は昨年度と同様、大阪府教育庁が作成しました「【教員用】いじめ対応セルフチェックシート」になります。項目につきましては、A から Y まで振らしていただいております。結果というパーセンテージは真ん中のグラフですね、表させていただいております。「はい」と答えた方が黒、「いいえ」と答えた方がグレーという形でパーセンテージでさせていただいております。これらを鑑みますと課題として 4 点あげさせていただければと思います。まず、D、H におきまして、D は「学校のいじめ防止基本方針の内容を毎年度確認している。」、H は「いじめに係る研修会等に積極的に参加し、資質向上に努めている。」こちらにつきましては、それぞれ否定的回答が 41.3%、34.8%とほかの項目と比較しまして高くなっておりますので、教員は学校のいじめ対応における方針の確認意欲や積極的な研修に参加する意欲が低く、資質向上に向けてさらなる周知や働きかけが必要ではないかと捉えております。2 点目、「J いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。」「L 携帯電話やインターネットとの正しい向き合い方を計画的に指導している。」こちらにつきましては、それぞれ否定的な回答が 20.3%、29.0%とほかの項目と比べまして高くなっております。発達支持的生徒指導など未然防止の教育を踏まえての児童・生徒への取り組みが十分ではない可能性があるのではないかと分析しています。また 3 つ目ですが、「V いじめの対応について連携できる関係機関、専門機関とそれぞれの役割について理解している。」こちらにつきましては、それぞれの役割について理解されていない可能性のある教員が、21.0%いることが分かります。最後、「Y いじめ重大事態の認定や調査委員会に関する事項などについて理解している。」こちらが否定的回答が、29.7%ありますので、いじめ防止対策推進法の第 28 条及びいじめ重大事態のガイドラインの内容ですね、こちらの把握、重大事態対応に関する平時からの備えの徹底というものがなければならないという形になっております。駆け足になりましたけれども、説明を以上とさせていただきます。

（会長）

はい、ありがとうございました。それでは、これについて委員の皆さんからの質問や意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。順番に聞きましょうか、B委員いかがですか。

（B委員）

1ページ目の表面の方にですね、学年別いじめの認知件数のところですけども、特に小2、小5、中1、中2における件数の増加傾向が顕著とあるんですけども、昨年を見ますと小1がすごく多かったんですよね。だから小2はその子たちがスライドで上がっていて、やっぱり件数多いままの傾向にあるのかなとか、小6もやっぱり去年多かったんで、中1が多いところはですね、やっぱりそのままスライドで上がっていて、子どもたち、いじめは解消してるのかも知れないけれども、例えば暴力傾向であったりとかクラスの関係とかそういった問題点の解消がどこまでできているのかなっていうのはちょっと気にはなったところです。

（会長）

大事な視点だと思います。マクロな視点でみた時の指摘ですよ。つまり、学年が進行するとなかなか安定しない学年がそのまま上に上がっていった時、この数字に現れているのではないかというご指摘ですが、その分析はいかがですか、事務局の方で。

（事務局 A）

おっしゃる通りかなというふうに思います。やはり、学年集団による課題というところが継続されてる部分もあると思いますが、おっしゃる通り、じゃ、どう対応してきたのかということも含めて指導・助言に生かしていきたいと思います。

（会長）

はい、他にB委員いかがですか、他に何かあります。

（B委員）

多分またC委員、A委員からご指摘あるかと思いますが、裏面のところのですね、セルフチェックシートはこれはある程度課題は出てるのかなと思いますので、これは研修の実施であったりとかですね、いじめ基本方針の改定などに活かしていければなと思っております、以上です。

（会長）

はい、ありがとうございます。ではC委員お願いします。

（C委員）

はい。B委員が申されたことが最もと思いつつも、しかし、少しずつではありながらも認知件数が増えていて、これはやはり、事務局の方のローラー作戦のような研修が効果、影響があり、件数が伸びたことへの影響はあるのではないかなと思いました。それとともに、増えているこの角度が、府が増えているのと並行的な感じになるので、学校の現場の意識が高まったという、その認識も考えられるとともに、全体的に増えているから豊中も同様に増えていた、そういう観点も否定できないと思いました。ですから大変やとは思いますが、毎年データを積み重ねて行って増えていったのが大体令和2年、3年ぐらいからですので、もう少し経過を追っていく必要があるのかなと思いました。それから、裏のセルフチェックシートですが、確かに課題は申されるとおりですが、先生方の意識の中で理解してるというのはどこまでを理解してるのかとか、例えば、割と真面目に考えている先生なんかもおられて、ですからただ、「分かってる」ではなくて、真面目にというか真摯にというか、あるいは厳密にとってはって、結構ちょっと厳しいデータが出てる可能性もあるのではないかなというふうに思いました。他の市でこういうのを見たらもっと低いんですね。理解、視点が低いんですね。「理解してない」のだけが低いので、理解という意味を、何をもちって理解なのかというようなことも考えると、また「努めている」とかいうのも、非常にその先生の主観によるところがあると思うので、もちろんこれは課題だと認識しながら、決め付けずに柔軟な幅を持った今後いろんな工夫がいると思いました。以上です。

（会長）

はい、今のC委員が言われた2枚目の部分に関わってなんですが、他の市と比べて比較の話しをされましたよね。で、ちょっとこれを見ながら思うのですが、この同じ様に大阪府教育庁が作成したチェックシートがありますが、これと同じような形のものをやって、豊中的な特徴はあるっていう部分について比較検討されました

か。そこをちょっと聞きたいです。C 委員がせっかく他の市に比べての比較について発言されたので。

(C 委員)

すみません。完全に同じもので同じやり方でやってる訳ではないので、項目も違う点があるので。長年関わってる別の市は、「すごく分かってる」、「理解してる」、「やってる」っていう件数、パーセンテージがすごく高いんですね、どの項目も。なのに、実際いじめ事案はたくさん起こってるという市もあるので、そういうのを考えるとこれはある意味、謙虚な面もあるかも知れないなっていうふうに思った次第です。ただ、それがその推測がどこまで正確かどうかはちょっと私にも分かりませんね、はい。

(会長)

本当にやってても、やっていなくてもですけど、いじめが発生するというのは止められないですよ。認知件数と直接の関係には繋がらないような感じがするんですけど、C 委員いかがですか。

(C 委員)

そこは、重大事案に繋がりそうなのがいっぱいあるからなんです。

(会長)

重大事態との関係なんですね。

(C 委員)

はい。

(会長)

はい、分かりました。A 委員お願いします。

(A 委員)

はい。この認知件数を上げてくださいますの意味ではないんですけど、学校ごとの認知件数の違いみたいなものとか、もうちょっと実質的に言うたら、まあ一応いじめ対応しっかり早期のチーム対応みたいなことが出来るかどうかっていうのが、そのいじめ対策委員会のシステムで言うのが良いのかどうかちょっとあるんですけど、少なくとも担任の先生から早くいじめ事案に関する相談がちゃんと学校の体制として上がってきて、先生中心に「これどう対応しようか」というのをチームで検討できてるようなシステムが、どの程度機能してるのかというのがもうちょっと。ひょっとしたら認知件数の代償で現れてるのかも知れませんが、それがもう少し教育委員会として把握できて、具体的な各学校への指導というか、ここみたいなことがもうちょっとアドバイスできるとか、指導できるかみたいなことができたなら良いのかなというふうには思います。それが一つです。このさっきのセルフチェックシートの関係で言うと、今の子どもたちのいじめはめっちゃくちゃ起こりやすい。全体的にかなり未熟化してるかなというふうに思います。そういう意味でちょうど SNS の教育の話も含めて予防教育っていうか、もう少し子どもたちのソーシャルスキルトレーニング的なことも含めたり、いじめ予防、早めの段階から SNS の教育で、今世界的には 16 歳未満の SNS を禁止しようみたいな動きもあるぐらいなので、そこまですぐ行かなくてももうちょっと予防教育的な、「こういう行為いじめになんねんで」とって、単純に違法や禁止されてるというだけじゃなくて、「自分やられたら嫌やろ？あかんねんで」みたいな素朴な何ていうかいじめ予防教育みたいなことを、もう少し集約的にいうか、それぞれでやらなあかんのですけれども、確実にどこもやるみたいなことが、これ多分、学校全体やっている訳じゃ、全校でやっている訳じゃないですよ。それちょっとやっておかないと、置いといたらもうトラブルは全部いじめで、確かに不登校もめっちゃくちゃ多いから重大事態化もしやすい状況なので、もうちょっと予防的な、それは発達支持的な生徒指導の側面を持つてると思うんですけど。あの、小学校段階から早い段階からやっとく必要があるかなって。学習指導要領の中に完全に位置づけられている訳じゃないから時間確保したりとか難しいけど、もうちょっと確実にどこもこういう情報っていうか、こういうトレーニングを子どもたちが各学年で 1 回はそんな話しを受けてるみたいなことがちょっと、やった方がええんちゃうかなと思うんですけどね。それによって子どもたちの、実際にそれをやったらいじめはちょっと減るんかとかね、解決が早くなるんかとかみたいなような。もうちょっと研修した方がええんちゃうかなっていうふうに思ってます。はい、以上です。

(会長)

今、特に A 委員が言われたのは、SNS を含めたインターネット関係の部分のいじめっていうところですよ。

(A 委員)

はい。

(会長)

その SNS の使用に関する研修は、かなり丹念にやらないと、今後はまずいことになるよということですね。

(A 委員)

そうです。SNS だけに限らないんですけど、今はもう子どもたちのコミュニケーションの手段の大部分が SNS になってるので、もう必ず子どもたちの関係の中で SNS が当然出てくるので、いじめも SNS 上の場面多いですから、普通の学校生活の中でのコミュニケーションの持ち方でも、「これはいじめに当たるねんて」ということを、めっちゃくちゃ基本的なことも含めてちょっとソーシャルスキルトレーニング的なものが、各学年でもうちちょっとちゃんと必ずみんな 1 回こんな話し聞いているみたいなことが必要な時代になってんちゃうかなというふうに。普通はもうちょっと親子関係であるとか、地域の中とかみたいところで学んで、普通の子どもたちの遊びの中で学んでいくみたいな、常識的な感覚っていうか、みたいなんがもう、多分意識して使えないとあかん時代にもうなってきたるので、そこをもうちょっとしっかり確実に各学年それぞれの段階でやるか、必要性は大分前から言われてるんですけども、やった方がいい、そうじゃないと、もういじめの件数はどんどんどんどん増加して行くっていうことにはなっていくかなっていうふうには思います。

(会長)

SNS の場合は結局のところ、それが文字として証拠に残っちゃうとこってありますよね。一般的にはさっきも言ってたように、「気がするいじめ」が多くなっているように思います。「避けられてる気がする」、「疎んじられてる気がする」、といった具合に。ところが、SNS の場合は具体的証拠になるから、ある意味そのところで、いじめ認定はしやすい部分があります。しかし、それがゆえに、文字化していますから重大事態化する危険性も高いですね。つまり、教師と子どもとの間の LINE 等は全部禁止されてるから、SNS の世界で何が行われているかは教師たちには分からない。つまり、ブラックボックスの中に入っていて、それが発覚した時にはもう重大事態になってしまっていく。そういうリスクが当然にありますよね。教室の中で展開されてる子どもたちの世界とわけが違います。そういうことを発見する際の苦しさがあるし、しかも、そのスマホは先生が与えた訳じゃなくて、親が全部与えてるものということですね。そして、誰がスマホを与えるかもそうなのですが、学校の先生たち以上に、子どもたちが普段からどういう SNS のツールを使っているのかも様々ですよ。LINE なのか、TikTok なのか、X なのか。もうそういうのも含めて、情報端末機器の発達も含めて、そっちは日進月歩になっていて、一方で、学校の先生たちはそこのところで追いつけない部分があると思うんですね。「いじめ対応セルフチェックシート」で「L 携帯電話やインターネットとの正しい使い方を計画的に指導している」で「はい」と答えた人は「71.0」になっています。他の質問項目に比較すると、低い方ですね。情報モラル教育も含めて、この部分をどう見ることができるか、事務局の方で何かご意見ありますか。

(事務局 A)

ご指摘いただいておりますとおり、やはりここはウイークポイントかなというふうには考えております。やはり、今やってる対応としましては、大阪府教育庁の方から周知やそういう依頼があった時は、それはもちろんさせていただいているんですが、それに留まっているのかなという印象にはなっております。ただですね、やはり個別で各学校から依頼であったりとか、こういう SNS について悩んでいるというところにつきましては、もちろん相談にのらせていただいております。一緒にちょっと考えて行くという、対処療法、困難課題的生徒指導になってしまうかも知れませんが、そういったところは抜かりなくやってるのかなというふうには思っております。

(会長)

あの、実際どうなんですか。豊中では情報モラル教育を含めて SNS のことの研修をどう位置つけていくのかというのは、児童生徒課じゃなくて多分、別の課だと思うんですが。いわば計画の中に位置づけて重点的にやるということ、単に SNS 上のモラルであり、タブレットの使い方っていう部分だけじゃないこの部分がありますね。情報活用教育とどうリンクさせながらやってるかということですが、児童生徒課と学校教育課なんだろうと思いますが、その辺の連携やリンクはどう繋げる形でやっておられるのかを聞きたいんですけど。

(事務局 A)

タブレットが導入された際に、もちろんそういう検討や委員会の中でももちろん議論をさせていただきましたし、必要があれば必要に応じて各課は連携は続けております。ただ、具体的に例えば、何か進捗進んでいるかと申しますと、なかなかそこも課題なのかなと思っておりまして、今いただいた委員会内だけの中でもできることもあると思うんですが、今ちょっと模索してる部分もある状況ではあります。

（会長）

はい、分かりました。A委員、要するに今の子どもたちのコミュニケーションツールは、オーラルつまり口に出しての会話や言葉もさることながら、言わば文字化された SNS や画像、そういったところからいじめは起きるからその辺をかなり重点的にやらないとまずいよ、という提案だったんだらうと私は理解してるんですけど、A委員いかがですか。

（A委員）

はい、こういった多分、外部講師みたいな呼んで来てみたいなのはやってはるんですけど、多分、それは問題意識のある学校だけが呼んで来て、予算も必要になってきてみたいなのは分かんないけども、もうちょっと普通にあんまりこう SNS の一個一個の使い方の難しいみたいなのは分かんないけども「SNS でのこういうやり取りは全部いじめに該当して、それによって不登校につながったり、場合によったら命に係るようないじめも起こってるから、これあかん」って。自分自身も責任、そのことによって今のこういういじめの重大事態の対応になった時には、こういうこと調査になってしっかり対応され、そこについての一定の責任に問われることも起こるねんでってみたいなのをしっかりと子どもたちに伝えておいてやる必要もあるかなって。そんなことも分かんないけど、自分のやりたいように書いて、実際に傷ついた子は不登校なり、場合によったら命に係わるような問題も起こり、そのことについてえらい大変な手続きに巻き込まれ、責任を問われるみたいなのはあるから、もうある年代になってきた時には、やっぱりこういうことしたらこういうことになんねんでって。それはだから、自分の責任問われるというだけじゃなくて、めっちゃくちゃ被害、対象になった時はめっちゃくちゃしんどい思いして、人を傷つけることにもなるんやでっていうことをちゃんとと言うといたらなあかんと思うんですよね。ルールなので、そこはもうあかんって言うのは、それは、学校の先生やっていた、文科省のガイドラインの中にもこれはいじめに該当します。SNS についても新しいやり方、いろいろこれ匿名性、みな掻い潜ってやってたりもしてますわ。今の子どもたちは自分の名前出たら証拠残すみたいなのをなりたい感じの。この子の場合はもちろんそう言うてもそれもちゃんとあかんねんでって言うこと言うたとか、普通のやり取りの中で、知らん間に自分はそんな意識全然ないんだけど人を傷つけてしまってる、SNS はそういう効果が非常に強くて、重大な問題になるねんでって言うことは、当然伝えといたらなあかん事柄やと思うので、そこを別に本当に簡単な、物でもええから先生方がそれがちょっとできるようにしていただいた方がええんちゃうかなっていうふうに思います。いじめ防止の、ガイドライン、基本方針の中にもこういう行為いじめに当たりますとか、それから、新しいいじめ事案、こういう形でのやり取りで、こういう書き込みが複数あったとか、それから、もちろん LINE 外し、それは本人たちは分かっている者はもちろん分かっている訳けども、普通の流れの中でやってしまうことも多いので、あかんねんでって言うことをちゃんと伝えといてやるって。もし、それが起こった時はちゃんと調査されて指導を受けて、時には責任問われることになんねんでって言うことを予測可能な状態にしとかなあかんというふうに、保護者にもそれを伝えときたいところ。一定それでちょっとはコントロールされる部分っていうのは出来てくるんかなと思うので、今はそのことちゃんと伝えへんままみんな野放しの状態で起こったら、実際、そこで場合によったらペナルティみたいな状態になってくるので、ちゃんとしっかりそのルールを事前に説明をしとくっていうのは非常に大事なかなというふうに思います。これは、僕は外からの誰か呼んで来てもちろんそういう機会あっても当然いいんですけども、学校の先生が日常の教育の中でどこかで年 1 回はちゃんと早い段階でやとくということが、それは、簡単な副読本っていうか、その指導のシナリオみたいなそんな難しく無いんじゃないかというふうには思います。

（会長）

あの、それに関わって、ここのグラフにあがっているのは、トータルのいじめ認知件数なんですね。文科省の調査では、いじめの認知をする場合、どのような行為のいじめだったのか、というのを調べますよね。つまり「ひどくぶつけられたり、たたかれたり、蹴られたりする。」とか、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。」とか、「金品をたかられ。」とか、具体的に出すじゃないですか。その時に、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」というのも選択肢の中にあるはずなんですけど、そういった項目の件数が、この増えた数の中でどの程度伸びを示したかってありませんか。つまり、いじめ認知の中身の分類なんですけど。

（事務局 A）

中身につきましては、分類分けはできますが、今ちょっとここで持ち合わせておりませんので、ここでは報告はできません。

（会長）

わかりました。今、A 委員の議論で重要なことは、その部分がどの程度増えてるかと併せて、そこに重点的に手当てをしないとまずいってことなんだろうと思うんですね。もし、その SNS 等の含めたところでいじめが増えているとすれば、早急にそこに手を入れないと、手を付けられない形になるし、SNS いじめは、それ自体が証拠として残ることになり、なんともならない事態を招くという危機感をもつ必要があるということですね。ちょっとその部分きちっと精査して、A 委員が言われたことを、アドバイスとして受け止められた方がいいと思いました。はい、どうぞ、事務局 B。

（事務局 B）

すみません。アドバイスありがとうございます。私たちも研修を先生方にはするんですけども、最近増え始めてますが A 委員がおっしゃっていただいた、法の対象となってる子どもにいかにかこれ伝わってるのかなってというのは実は感じてきているところです。なぜこのような感じをしたかと言いますと、ちょっと遠回りになるんですけど、つい先日、放課後こどもクラブの指導員さんに向けていじめの研修を私ちょっとしたんです。そしたら基本的な話しやったんですけども、指導員さんの方は、今までほんまに基本的な中身を知らなかったというアンケートが結構ありました。子どもにかかる先生以外の立場の人でさえそういう状況です。各学校で子どもにどんだけ今のいじめの考え方とか、要するに、いじめってというのがどんなでいじめになるんだよっていうところは、大人も含め子どもも伝わってないんじゃないかと。おっしゃっていただいたように、知ってる者だけが対応進めて行く中でその対応が法に則った、基本方針に則ったやり取りでやっていたとしても、全く最初から理解してもらえなくて、そこで被害感情、加害のやられすぎちゃうかみたいな感情にすごく沸き起こって、本来の教育的ないじめってやっぱ他の子が嫌な思いしてるよねっていうところに、結局は行きついてないなって最近ちょっと思い始めてますので。やはり、いじめはなんであかんのかと、どういうのがいじめに当たるのかというところを、学校を通してか市教委がマニュアル作るのかはちょっとまた検討させてもらいたいですけど、子どもにそういうのを下ろしていく、対象となってる子どもらに下ろしていく必要性が SNS も含めてトータルで必要なんだなというふうに感じてますので。また検討して行きたいと思っています。

（会長）

はい、分かりました、ありがとうございます。今、事務局 B が、放課後こどもクラブの関係でのお話がありました。実は 2 か月前に、私もいじめの関係で個別の相談に行ったんですよ。そこで放課後の児童クラブでいじめ問題で保護者対応トラブルになってたんですね。私はその事例報告を聞きながら、途中で気が付いて「いじめ事案は分かりました。ところで先生はどうして誰もこの場にはいないのですか。」と尋ねました。すると、周りのみんなが「ええー！」と驚くんです。そこに弁護士さんもいるんです、スクールロイヤーさんも。その弁護士も「えっ、どういうことですか」って。「学校がいじめの処理を全部すると法律でなっているから、先生がこの事情を知って処理しないといけないのに、放課後児童クラブの職員だけで対応するのはおかしい」と言ったら、「ええー！学校関係者が関係するんですか。」と驚愕しているんです。その状態に、私の方が「ええー！」と驚いてしまったことがありました。子どもを扱う所が、どれだけ温度を上げてるかが重要と同時に、学校そのものが学校のことについて分かってないっていう事に、ひっくり返ってしまっ。つまり現行の「いじめ防止対策推進法」では、学校の外で起きた事案でも、学童保育の場所で起きたいじめ事案でも、当該学校の教師たちが全部処理しなければいけない建付けになっているんですが、それをご存じないというか、正確な理解をしていないんですね。だから、学校外で起きてる事柄に関知してないっていうことには、すごく大きな問題で、この法律そのものが僕はまずい法律だと思うけど、学校の外のことも全部学校やれとなってる限り大変だと思ってんですけど、そういう認識にしかなくてないところも引っかかっているのかなと、今、事務局 B の話を聞いて思いました。だから、学童の現場で、いじめ対応をしてもらって、それを学校に伝えてもらうような仕組みを作ることができれば、学校そのものの中でもいじめが減って行く可能性があるかなという感じがしましたね。私の方から 1 点だけ。気になったのが 1 枚目の一番下なんです。そこのところに、令和 7 年 10 月時点の児童千人当たりのいじめ認知件数の学校格差は最大時と最小時の差が小学校で 268.3、中学校で 184.0 ってところですね。学校によって児童生徒数が 200 人のところあれば、400 人もあれば 800 人もありますね。千人当たりを調べた時に、A という学校では非常に認知が高いけども、B という学校ではものすごく低いってことを示してる訳ですね。この問題なんです。つまり、これほどの差があるっていうのは、そもそもいかなものかってやっぱり思うんですね。実はこの千人当たりの認知件数が 65.9 と平均で出ますよ

ね。12 年前、最初の統計出た時に京都府が一番高くて 70 くらい、一番低かったのは福島県で 1 くらいだったんです。その差は 70 倍でした。2 年目もやったらやっぱり京都府が一番高くて、低かったのは確か佐賀県かどっかだったと思うんですが、その差が 30 何倍でした。つまり、これほどの千人当たりで見た時に差があるっていうのは、やっぱり認知についての認識の差があまりないということです。むろん、その学校は本当に落ち着いた学校ってことは在りうと思うんだけど、でも、いじめっていうのは普通に子ども同士のいさかいがいくらでもあるとすると、この差はかなり大き過ぎるって思って、この点も非常に気になっていて、ここの学校の先生たちの認知の度合いが果たしてどうなのかってことも見ていかないとまずいかなと思います。だから、今では認知件数が 0 というところを重点的にやったって言ってましたよね。

（事務局 A）

はい。

（会長）

これから必要なのは、認知件数を千人当たりで見た時、低いところをどうテコ入れをするってことが大事なんじゃないかってことを私はこの数字から見たんですが、いかがですか。

（事務局 A）

おっしゃられるとおりかなと思うんですけども、やはり、その分母が違いますので、一概に、そのため千人率と見させていただいてる訳ですが、ただそこを比較させていただいた際に、実件数の差はなんぼなのかなとか見させていただいてます。で、上がって来る学校は今おっしゃるように、いじめの認知件数の意識がもうほぼ乏しいと言いますか、やっぱりそういうところは、あります。やっぱり、報告もなかなか上がってこない、要は、この学校どうなってるのかなというところが肌感覚では思うところは確かにありますので、この差というのは非常に危機的かなと思っております。

（会長）

だから、認知件数が 0 だったとかいうところにテコ入れしてた部分の成果があらわれた。もう一つの視点は、いわゆる千人当たりの認知件数でのテコ入れが必要だということです。もちろん、この 2 つは重なってるのか重なってないのかってこともありますよね。今の事務局 A の話しだと、どうもそれらは重なってるってことのようにだっていることですね。

（事務局 A）

そうですね、それが感じられます、はい。

（会長）

だから、この数字を具体的に示しながら、具体的に示していかないといけない。そこをいい加減にすると重大事態化のひとつの温床になりかねないってことにもなりますよね。

（事務局 A）

はい、ありがとうございます。

（会長）

はい、時間になりましたので、以上でこの最初の議案の関係は終わらせていただきたいと思います。